

2014 9/7

会社員の特定支出控除

経費節税、利用者6 ↓ 1600人に

民間企業のサラリーマンや公務員が必要経費として確定申告すれば所得税がかからなくなる「特定支出控除」の利用者が急増している。政府が2013年度から、新たに図書費や衣服費、交通費にも対象を広げたためだ。国税庁の調べでは、13年度分で制度を使った

13年度、260倍に本・服などに拡大で

人は1600人で、前年(6人)から約260倍となった。所得税は年収に応じて65万〜245万円を差し引いた給与所得から、さらに必要経費などを除いた額をもとに計算する。給与所得控除は自動的に差し引かれるが、必要経費への課税を避ける

ための特定支出控除は確定申告が必要になる。対象範囲が狭いなど使い勝手が悪く、毎年、数人しか利用者がいなかった。政府は13年から適用範囲を広げた。書籍や新聞、スーツの購入代や交際費も必要経費として認めることにした。

これまででは給与所得控除を超えた分が対象だったが、13年からは給与所得控除額の2分の1を超えた分にした。例えば、年収600万円の場合、給与所得控除は174万円だが、その半額の年間87万円を超えた必要経費が控除の対象となる。「自営業者に比べ控除の対象が狭い」との不平等感は会社員に根強い。会社から証明書をもらう手間はあるが、制度が広く知られば、会社員の確定申告が今後さらに増えるとの見方もある。